

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 14 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
施設担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設調整係長

令和 6 年度特別調整交付金（直営診療施設の運営に係る
特別に要した費用があること）の交付対象事業（予定）について

標記については、例年、「特別調整交付金交付基準（算定省令第 6 条第 1 号ヲ及び同条第 2 号によるその他特別の事情がある場合）」において交付基準を示しているところですが、令和 6 年度の「直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること」について、下記のとおり対象事業を追加する予定としていますので、管下保険者へ周知いただくようお願いします。

記

令和 6 年度特別調整交付金交付基準
（直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること）（案）

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策

ウ 代診医等の確保支援事業【新設】

医師等の不在時（夜間・休日を除く。）における診療体制の確保を目的として、外部から代診を行う医師等の派遣を受けるために要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調整基準額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額×2/3（千円未満切捨）
3, 0 0 0 千円超	2, 0 0 0 千円

【助成対象経費の考え方】

- 1 人 1 日当たりの助成対象経費の上限額は医師 71, 000 円、看護師 25, 000 円とする。

- 代診医等の勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間／8を乗じて得た額とする。
- 助成対象経費は、1日ごとの所要額（所要額が上限額を超える場合は、当該上限額。）の合計とする。

エ 医学教育費用の支援事業【新設】

地域医療に従事する医療者の養成等を目的として、医学生、看護学生、研修医、専攻医等に地域医療の医学教育を行うための事業に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調整基準額
3, 0 0 0千円以下	実支出額×2/3（千円未満切捨）
3, 0 0 0千円超	2, 0 0 0千円

【助成対象経費の考え方】

- 助成対象経費は、医学教育のための研修費用、環境整備費用及びその他必要な事業の実施に要した費用とする。
- 学生等を対象とした奨学金は含まないものとする。